○畜産業振興事業の実施について（抜粋）

〔平成15年10月１日付け〕
〔15農畜機第48号〕
改正　平成16年４月１日付け15農畜機第3102号
平成16年12月21日付け16農畜機第3764号
平成17年４月１日付け16農畜機第5526号
平成18年４月１日付け18農畜機第1113号
平成18年８月１日付け18農畜機第1834号
平成19年４月１日付け19農畜機第 172号
平成20年４月１日付け20農畜機第 187号
平成20年７月１日付け20農畜機第1537号
平成21年１月27日付け20農畜機第4156号
平成21年４月１日付け21農畜機第 298号
平成21年６月３日付け21農畜機第1198号
平成22年５月17日付け22農畜機第583号
平成23年５月25日付け23農畜機第737号
平成24年４月１日付け24農畜機第181号
平成24年４月27日付け24農畜機第513号
平成24年５月28日付け24農畜機第944号
平成25年３月19日付け24農畜機第5045号

１　事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から畜産業振興事業に係る補助金の交付を直接受ける者（以下「事業実施主体」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第２条に規定する団体等のうち、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が事業ごとに定める実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する者とする。

２　事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。ただし、理事長が別に定める事業にあっては、理事長が当該事業ごとに定める期間を事業実施期間とする。

３　事業実施計画に係る手続

（１）事業実施計画に係る手続については、事業ごとの要綱によるものとし、

都道府県知事及び農林水産省地方農政局長（北海道にあっては農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）の関与については、畜産業振興事業の適正な実施について（平成15年10月１日付け15生畜第2905号生産局長通知。以下「適正実施通知」という。）によるものとする。

（２）事業の実施期間が、２のただし書きにより２年度以上にわたる事業にあっては、当該年度の事業実施計画と併せ全体事業実施計画を作成するものとする。

４　施設整備事業の採択基準

施設整備事業（別表第１に掲げる事業）の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとに費用対効果分析によって行うこととする。ただし、 畜産高度化支援リース事業のうち堆肥調整・保管施設リース事業において総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難いものについては、コスト分析等によって行うこととする。

（１）費用対効果分析による採択

ア　費用対効果分析による採択基準については、事業実施主体又は当該事業実施主体から補助又は貸付を受けて事業を実施する者（以下「事業実施主体等」という。）が、以下の算式により算出した投資効率が１を上回っていることとする。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

投資効率＝｛(年総効果額÷還元率）－廃用損失額｝÷総事業費

①　年総効果額は、評価対象事業（別表第２に掲げる事業）の年総効果額算出方法により算出された各効果額の総額とする。

②　各効果額並びに還元率、廃用損失額及び総事業費については、別紙１により算出し、別記様式第１号に記載して事業実施計画書に添付するものとする。

イ　事業採択後における事業費の増減に伴う事業実施計画の変更承認申請についても、変更後の計画に従い費用対効果分析を行い、投資効率が１を上回る場合に理事長は承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更承認申請の必要のない事業実施計画の変更についても、投資効率が１を上回るよう措置するものとする。

（２）コスト分析等による採択

ア　コスト分析を行う事業に係る施設、器具、機材等については、別表第

３の施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。なお、各事業の共通経費については、５の（１）のとおりとする。

イ　事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画（畜産環境整備リース事業にあっては貸付申請書）に記載するものとする。

５　施設整備事業以外の事業の採択等の基準

（１）コスト分析等の実施

ア　施設整備事業以外の事業（別表第４に掲げる事業）の採択は、コスト分析等により行うものとし、別表第５の施設整備事業以外の事業のコスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。

イ　事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画に記載するものとする。

（２）目標設定の実施

次の事業内容のものについては、それぞれに達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていることとする。

ア　研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあっては、参加者の習得度（試験等による習得度の把握）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

イ　普及・啓発のための事業内容にあっては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

６　事後評価の実施

（１）事後評価の実施年（時期）

事後評価は４の（１）により採択された事業について、事業が完了した年度（複数年度に亘って実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、３年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年）を経過したものを対象として実施する。

ただし、事業実施主体等からの申請により、畜産物の需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なもの等、理事長が認めた場合にあっては、おおむね５年を経過した年度に実施することができるものとする。

（２）実績値による費用対効果分析

事業実施主体等は、４の（１）に準じて、別記様式第１号に（１）の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

（３）事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

（４）投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20％以上乖離している事業又は実績値による投資効率が１以下の事業については、別記様式第１号の１の（３）に基づき、その要因について分析を行うこととする。

（５）事後評価に係る報告

事業実施主体等は、事後評価の結果については別記様式第５号により当該事後評価を実施する年の６月30日までにそれぞれの事業の要綱に定める事業実施計画の承認申請の手順に準じて理事長に報告する。

（６）事業の改善

ア　事業実施主体等は、事後評価の結果、投資効率が１以下の場合、当該都道府県の指導のもと、18の（１）の規定に準じて改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

イ　機構は、事業実施主体等に対し、改善策を達成するための指導を行う。

7　事業実施主体による事業の評価

事業実施主体（養豚経営安定対策事業の事業実施主体及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の事業実施主体となった肥育事業者（以下「生産者型事業実施主体」という。）を除く。以下この項において同じ。）は、別表第４の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

（１）評価計画の作成

事業実施主体は、別記様式第６号の事業効果に関する評価計画書を作成し、事業実施計画承認申請書又は補助金交付申請書に添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、５の（２）の目標設定の対象とする事業内容を含む事業については、達成すべき成果目標に係る具体的目標数値を記入することとする。

（２）評価実績の提出

事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たっては、（１）に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書を添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、目標設定の対象とする事業内容については、設定した数値目標に対する達成の程度について、事業実施主体が自ら評価を行うこととする。

8　環境と調和のとれた農業生産活動規範

別表第６の事業を実施する事業実施主体等は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年３月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

9　飼料自給率の向上

別表第７の事業を実施する事業実施主体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成 18 年３月 31 日付け 17 生畜第 2867 号農林水産省生産局長通知。）に基づき、飼料自給率の向上が図られるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

10　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

別表第８の事業を実施する事業実施主体等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成 23 年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年２月 13 日付け 50B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成 24 年度において契約をしていることを確認するものとし、その取組内容は事業ごとの要綱又は事業実施主体が作成する要領に定めるものとする。

11　事業の適正な執行の確保

（１）第三者の意見の聴取

理事長は、畜産業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（畜産業振興事業の関係者以外の者をいう。）の意見を聴取し、その意見を畜産業振興事業の運営に反映させるものとする。

（２）不正行為に対する是正措置等

ア　理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連

事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施者に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。この場合において、理事長が必要と認めるときは、事業実施主体を通じて行うことができるものとする。

イ　事業実施者は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。この場合において、是正措置等が事業実施主体を通じて求められたときは、当該事業実施主体を通じてその報告を行うものとする。

ウ　理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施者に対し助言・指導を行うものとする。

エ　理事長は、当該事業実施者に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。

オ　理事長は、当該事業実施者にアの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

12　一般的事業実施基準及び留意事項

（１）補助事業費は、別添１の規定並びに当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致したものでなければならないものとする。

（２）事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工を補助の対象とすることができ、又は当該直営施行に係る資材のみを補助の対象とすることができるものとする。

（３）自力若しくは他の補助によって実施中の事業又は既に完了した事業を畜産業振興事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

（４）補助の対象とする共同利用機械施設は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、古品・古材若しくは間伐材の利用に係る事業又は増築、改築、併設若しくは合体の事業を補助の対象として積極的に推進するものとする。

（５）補助の対象とする共同利用機械施設は、原則として耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

（６）飼料基盤の整備に係る用地の買収又は賃借に関する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年３月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるものとし、共同利用施設に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。

（７）牧草及び飼料作物の種子は、原則として都道府県の定める品種で、かつ、品種証明を受けたものに限り補助の対象とする。

（８）個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。

（９）補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。

(10) 別添１の２の工事雑費の使途については、別添１の３により使途を明確にしておくものとする。

(11) 事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管するものとする。

(12) 施設整備の補助に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成９年５月９日付け９経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、契約の手続等の一層の公正性、透明性等が図られるよう下記事項に留意するものとする。

ア　契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定める等の措置を図ること。

イ　契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。

　なお、緊急を要する特段の理由がある場合を適用し、競争による契約方法以外の方法を履行する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第４号により理事長に届け出るものとする。

　また、50万円未満の比較的安価な機械器具の導入に当たっては「特段の理由がある場合」を適用し、必要に応じ、随意契約等の方法により履行することができるものとする。

ウ　競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあっては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。

エ　事業実施主体等が締結する工事契約においては、一括下請負の禁止に

ついての契約条項を条文に明記すること。

(13) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年６月６日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年５月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年７月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可を得るものとする。

13　補助対象

（１）農業用機械施設の補助対象については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年４月５日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知。以下「基準通知」という。）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年４月５日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）が通知されているところであり、畜産業振興事業における補助対象となる農業用機械施設の扱いについては、これらの通知によるほか、下記事項に留意するものとする。

ア　補助対象となる共同利用機械及び共同利用施設の事業参加者は、３戸以上とする。ただし、理事長が地域の実情、事業の効果その他の事情を総合的に勘案して適当と認める場合には、この限りでないものとする。

イ　サイロ以外の共同利用飼料作物生産利用調製用施設及び家畜ふん尿処理利用施設は、その利用の実態から個別経営になじむ施設ではないので、引き続き補助対象とするものとする。

（２）補助対象から除外された機械施設については、融資事業の活用等を図るものとする。

14　着工又は着手について

（１）施設整備事業（別表第１に掲げる事業）の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要があり、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着工届を別記様式第２号－１により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。

（２）施設整備事業以外の事業（別表第４に掲げる事業）の着手についても、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第２号－２により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。

（３）（１）又は（２）のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（４）（１）又は（２）のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。

（５）都道府県知事は、（１）又は（２）のただし書による交付決定前着工又は着手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工又は着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

（６）事業実施主体等の長は、交付決定前着工又は着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着工又は着手年月日等を記載するものとする。

15　機械施設等の管理運営

（１）理事長は、事業実施主体等が、この事業によって整備された共同利用機械施設等を事業実施計画等に従って適正に管理運営し、これにより個々の事業の目的が達成されるよう指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。

（２）畜産業振興事業により導入された機械施設の管理運営は、基準通知に定めのある場合を除き、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が事業実施主体等である場合にあっては営農集団に、委託できるものとする。

（３）増築、模様替え等に伴う手続

畜産業振興事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設の耐用年数期間内に行う場合は、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第３号により都道府県知事に協議の上、理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

（４）畜産業振興事業の実施により取得した財産の処分については、別添２の規定に基づき、適正に行うこととする。

（５）畜産業振興事業の実施により取得した財産及びその財産の処分の取扱いについては、「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年４月８日付け16農畜機第123号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）及び事業ごとの要綱によるものとする。

16　事業の実績報告

事業実施主体等は、毎年度、事業終了後速やかに事業の実績を提出するものとする。その手続については、事業ごとの要綱によるものとする。

17　補助金等支出明細書の作成

事業実施主体（生産者型事業実施主体を除く。）は、別記様式第７号の畜産業振興事業に係る補助金の補助金等支出明細書を作成し、事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の６月30日までに理事長に報告するものとする。

18　事業改善計画の作成

（１）事業実施主体等は、16の報告に際し、各事業の実施状況について検討を行い、計画の達成が見込まれない場合は、事業の改善計画を要綱の事業実施計画等に係る規定に準じて作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（２）理事長は、（１）の改善計画を作成した事業実施主体等に対し、改善計画を達成するための指導を行うものとする。

19　基金等の管理

事業実施主体等は、畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成された基金等に関しては、各事業実施要綱のほか、次の通知の定めるところにより、適正に管理を行うものとする。

（１）「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」（平成19年３月28日付け18農畜機第4545号）

（２）「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」（平成18年４月１日付け18農畜機第23号）

附　則

この通知による規定の適用は、平成15年10月１日以降に契約する工事について適用する。

ただし、平成15年９月30日以前に契約した工事で、平成15年10月１日以降に設計変更を行うものについては、指定助成対象事業の実施について（平成11年７月８日付け11畜Ｂ第1003号農林水産省畜産局長通知）の例による。

附　則（平成16年４月１日付け15農畜機第3102号）

この規程の改正は、平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成16年12月21日付け16農畜機第3764号）

この規程の改正は、平成16年12月21日から施行する。

附　則（平成17年４月１日付け16農畜機第5526号）

１　この規程の改正は、平成17年４月１日から施行する。

２　第１の７の事後評価の適用事業は、改正前の第１の５により平成１２年度以降に採択された事業（総事業費が５，０００万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難いものを除く。）に適用する。

附　則（平成18年４月１日付け18農畜機第1113号）

この規程の改正は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成18年８月１日付け18農畜機第1834号）

この規程の改正は、平成18年８月１日から適用する。

附　則（平成19年４月１日付け19農畜機第172号）

この規程の改正は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日付け20農畜機第187号）

この規程の改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年７月１日付け20農畜機第1537号）

この規程の改正は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成21年１月27日付け20農畜機第4156号）

この規程の改正は、平成21年１月27日から施行する。

附　則（平成21年４月１日付け21農畜機第298号）

この規程の改正は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年６月３日付け21農畜機第1198号）

この規程の改正は、平成21年６月３日から施行する。

附　則（平成22年５月17日付け22農畜機第583号）

１　この規程の改正は、平成22年５月17日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

２　17に規定する補助金等支出明細書については、平成22年度の事業分から作

成するものとする。

附　則（平成23年５月25日付け23農畜機第737号）

この規程の改正は、平成23年５月25日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　則（平成24年４月１日付け24農畜機第181号）

この規程の改正は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月27日付け24農畜機第513号）

この規程の改正は、平成24年４月27日から施行し、平成24年４月1日から適用する。

附　則（平成24年５月28日付け24農畜機第944号）

この規程は、平成24年５月28日から施行する。

附　則（平成25年３月19付け24農畜機第5045号）

この規程は、平成25年３月19日から施行する。

別表第１　施設整備事業（抜粋）

施設整備事業
10　畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥調整・保管施設リース事業（補助付リースに限る。）

別表第２　年総効果額算出方法（抜粋）

評価対象事業	年総効果額の算出の方法
10　畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥調整・保管施設リース事業 （補助付リースに限る。）	年総効果額＝堆きゅう肥生産量増加効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋廃棄物処理費節減効果額

別表第３　施設整備事業のコスト分析基準（抜粋）

事　　業　　名	項　　目	基　　準　　額
１　畜産高度化支援リース事業のうち畜産環境整備リース事業（税込み）	a：堆肥舎（発酵舎を含む）	200m^{2}未満 24(26)千円/m^2 200m^{2}以上 22(24)千円/m^2
	b:屋根掛け	200m^{2}未満 19(20)千円/m^2 200m^{2}以上 18(19)千円/m^2
	c:尿貯留施設	400m^{3}未満 24 千円/m^3 400m^{3}以上 19 千円/m^3
	d:スラリータンク	700m^{3}未満 15 千円/m^3 700m^{3}以上 14 千円/m^3
２　畜産高度化支援リース事業のうち堆肥調整・保管施設リース事業（税込み）	堆肥調整・保管施設	200m^{2}未満 24(26)千円/m^2 200m^{2}以上 22(24)千円/m^2

注）１、２及び４の事業の基準額の（　）内は、特別地域に適用される額である。なお、特別区域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第２条により指定された地域、②離島振興法第２条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。）のいずれかに該当する地域をいう。

別表第６　環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業（抜粋）

対　象　事　業
畜産高度化支援リース事業 畜産経営力向上緊急支援リース事業

別表第８　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業（抜粋）

対　象　事　業
畜産高度化支援リース事業 畜産経営力向上緊急支援リース事業

別添２　畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

１　財産処分に係る承認申請等

（１）補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、事業実施主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第１号）により、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

（２）理事長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

２　長期利用財産に係る承認申請等

（１）補助対象財産の所有者が、地域活性化等（近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。以下同じ。）を図るため、長期利用財産（補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により１０年を経過したものをいう。以下同じ。）を財産処分しようとするときは、１の規定にかかわらず、次によることができる（別表２参照）。

①　次のアからウまでのいずれかに該当する場合

事業実施主体等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第２号）を理事長に提出することができる。この場合においては、理事長による報告書の受理をもって、理事長の承認があったものとみなす。

ア　自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

イ　本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

ウ　国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

②　①以外の場合にあっては、事業実施主体等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第３号）により、理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

（２）理事長は、（１）の②の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表２の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

（３）補助対象財産の所有者が、（１）の①又は②による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、事業実施主体等は、新たな承認を得なければならない。

３　災害被害財産等に係る承認申請等

（１）事業実施主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなときは、災害報告書（別紙様式第４号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、理事長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

（２）理事長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、１及び２のいずれかに従った手続きを指示することができる。

４　その他

地域再生法（平成１７年法律第２４号）第２１条の規定により理事長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

別表１（別添２の１関係）

<table>
<tr><th colspan="3">処分区分</th><th>承認条件</th><th>機構納付額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">目的外使用</td><td colspan="2">補助事業を中止しない場合</td><td>機構へ納付
（ただし、備考の場合は機構への納付は不要）</td><td>目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。） 内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助事業を中止する場合</td><td>道路拡張等により取り壊す場合</td><td>機構へ納付</td><td>財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>機構へ納付</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">譲渡</td><td colspan="2">有償</td><td>機構へ納付
（ただし、備考の場合は機構への納付は不要）</td><td>譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、機構への納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">無償</td><td>機構へ納付
（ただし、備考の場合は機構への納付は不要）</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交換</td><td colspan="2">下取交換の場合</td><td>補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">下取交換以外の場合</td><td>交換差益額を機構へ納付</td><td>交換差益額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>原則、交換により差損が生じない場合に限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸付け</td><td colspan="2">有償
（遊休期間内の一時貸付け）</td><td>収益について機構へ納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと</td><td>貸付けにより生ずる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">無償
（遊休期間内の一時貸付け）</td><td>本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">長期間（１年以上）の貸付け</td><td>機構へ納付</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td></td></tr>
<tr><td>担保</td><td colspan="2">補助残融資のため</td><td>本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（備考１）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考２）補助率については、確定補助率の数値を用いること

（備考３）理事長は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表２　（別添２の２関係）

<table>
<tr><th colspan="4">処分区分</th><th>承認条件</th><th>機構納付額</th><th>適用条項</th></tr>
<tr><td rowspan="5">目的外使用</td><td rowspan="2">補助事業を中止しない場合</td><td colspan="2">自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の①による報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の①による報告</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助事業を中止する場合</td><td rowspan="2">他の施設に機能を移転したうえで、地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合</td><td>収益がない場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の②による報告</td></tr>
<tr><td>収益が見込まれる場合</td><td>機構へ納付</td><td>財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による報告</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の場合</td><td>機構へ納付</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による報告</td></tr>
<tr><td rowspan="4">譲渡</td><td>有　償</td><td colspan="2">補助条件を承継する場合</td><td>機構へ納付</td><td>以下のア又はイのいずれか低い金額を機構へ納付する。
ア）譲渡契約額に補助率を乗じた金額
イ）残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額
（譲渡契約額－｛残存簿価又は時価評価額×事業実施主体の負担割合（１－補助率）｝）</td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
<tr><td rowspan="2">無　償</td><td colspan="2">譲渡先が国又は地方公共団体の場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の①による報告</td></tr>
<tr><td>譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合</td><td>補助条件を承継する場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の場合</td><td>機構へ納付</td><td>譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">処分区分</th><th>承認条件</th><th>機構納付額</th><th>適用条項</th></tr>
<tr><td rowspan="5">貸付け</td><td>有償</td><td colspan="2">一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合</td><td>機構へ納付</td><td>貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
<tr><td rowspan="3">無償</td><td colspan="2">貸付先が国又は地方公共団体の場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の①による報告</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付先が国又は地方公共団体以外の場合</td><td>補助条件を承継する場合</td><td>－</td><td></td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
<tr><td>補助条件を承継しない場合</td><td>機構へ納付</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の場合</td><td>機構へ納付</td><td>残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。</td><td>２の（１）の②による申請</td></tr>
</table>

（備考１）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考２）補助率については、確定補助率の数値を用いること

別紙様式第１号

財産処分承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
　理事長　　殿

事業実施主体名
代表者名　　印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い１の（１）の規定により、承認申請します。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等
（１）処分を行う理由
（２）今後の利用方法（処分区分）
　（(注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）
（３）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

２　処分の対象財産
（１）事業実施主体
（２）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
（３）事業費、補助金額、補助率
（４）耐用年数（処分制限期間)、経過年数
（５）現況図面又は写真（添付）

３　処分予定年月日

４　その他参考資料

（注１）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

（注２）処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

①補償契約書等の写し

②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注３）処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること

ア　農業生産法人化計画

イ　上記計画を添付できない場合

①農業生産法人化計画類似の法人化計画

②新設法人への財産処分（承継）計画書

③発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

別紙様式第２号

長期利用財産処分報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
　理事長　　殿

事業実施主体名
代表者名　　印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い２の（１）の①の規定により、報告します。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等
（１）処分を行う理由
（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること
（２）今後の利用方法（処分区分）
（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること）
（３）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

２　処分の対象財産
（１）事業実施主体
（２）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
（３）事業費、補助金額、補助率
（４）耐用年数（処分制限期間）、経過年数
（５）現況図面又は写真（添付）

３　当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

４　処分予定年月日

５　その他参考資料

（注）当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記２の（１）から（５）までに準ずる内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第２号関係）

需要対応状況届

１．当該補助対象財産の最近３年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近３年間の利用状況		
		平成　年度	平成　年度	平成　年度

２．当該補助対象財産に係る利用者等の要望

３．当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

別紙様式第３号

長期利用財産処分承認申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
　理事長　　殿

事業実施主体名
代表者名　　印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い２の（１）の②の規定により、承認申請します。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等
（１）処分を行う理由
（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること
（２）今後の利用方法（処分区分）
（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること
（３）処分の対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

２　処分の対象財産
（１）事業実施主体
（２）財産の名称、補助事業名、所在、形式、数量
（３）事業費、補助金額、補助率
（４）耐用年数（処分制限期間）、経過年数
（５）現況図面又は写真（添付）

3　当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4　処分予定年月日

5　その他参考資料
（注）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第３号関係）

需要対応状況届

１．当該補助対象財産の最近３年間の利用状況

補助対象 財産の名称	当初の利用計画	最近３年間の利用状況		
		平成　年度	平成　年度	平成　年度

２．当該補助対象財産に係る利用者等の要望

３．当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

別紙様式第４号

災害報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
　理事長　　殿

事業実施主体名
代表者名　　印

○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例　○○地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うこととといたします。

記

１　被災施設等の概要
（１）補助事業名及び実施年度
（２）事業実施主体名
（３）施設等の名称
（４）施設等の所在地
（５）施設等の構造及び規格、規模等
（６）総事業費（うち補助金等）

２　災害の概要
（１）被災の原因
　　年　　月　　日（○○地震による被災）
　　（○○気象台調べ　○○時○○分）
（２）被災の程度
　　施設等の破損（建物の○○が○○）

被害見積価格
施設等の復旧が不可能との判断した理由等
（事業実施主体の申請理由等）
（補助事業者の判断等）
（３）被災施設の収支等
施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

３　その他

［添付資料］
１　財産管理台帳の写し
２　被害状況の写真など
３　○○○○